

社会福祉法人大崎市社会福祉協議会

短期入所事業所「元気」

短期入所事業 運営規程

(事業目的)

第1条 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会（以下、「事業者」という。）が、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）に基づき、指定短期入所事業所「元気」（以下、「事業所」という。）において、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、職員が当該事業所の支給決定を受けた利用者（以下、「利用者」という。）に対し適正な指定短期入所（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び活動を適切に行う。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたってサービスを提供するよう努めるものとする。
 - 3 事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障がい福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 短期入所事業所「元気」
- (2) 所在地 宮城県大崎市鹿島台大迫字石竹81番地24

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。又、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行うものとする。

- (2) 生活支援員 常勤換算による、最低必要員数以上を配置する。

生活支援員は、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行うとともに、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(事業所の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、4名とする。

2 事業所は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて同時に利用させないものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から日曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日まで除く。

(2) 営業時間

8時30分から17時15分までとする。

(3) サービス提供時間

0時00分から24時間とする。

2 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

(主たる対象とする障がいの種類)

第7条 事業所が、利用者に提供するサービスの主たる対象とする障がいの種類は、知的・身体・精神障がい者とする。

(指定短期入所の内容)

第8条 事業所が提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 個別支援計画の作成

(2) 食事の提供

(3) 入浴又は清拭

(4) 身体等の介護

(5) 創作的活動

(6) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

(7) 生活相談

(8) 健康管理

(9) 送迎サービス

(10) 前各号に掲げるもののほか、日常生活上必要な支援

(個別支援計画の作成等)

第9条 管理者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下、「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をすることとする。

2 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行う。この場合において、管理者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

- 3 管理者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族（以下、「利用者等」という。）の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成する。この場合において、事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。
- 4 管理者は、個別支援計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 5 管理者は、第3項に規定する個別支援計画の原案の内容について利用者等に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 6 管理者は、個別支援計画を作成した際には、個別支援計画を利用者に交付することとする。
- 7 管理者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする。
- 8 管理者は、モニタリングに当たっては、利用者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 9 第1項から第6項までの規定は、第7項に規定する個別支援計画の変更について準用することとする。
- 10 利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めるものとする。

（通常の事業実施地域）

- 第10条 通常の事業実施地域は、大崎市、石巻市、東松島市、涌谷町、美里町、大郷町、松島町とする。
- 2 通常の事業実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

（内容及び手続きの説明及び同意）

- 第11条 事業所は、利用者の障がいの特性に配慮しつつ、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者等に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。
- 2 事業所は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をすることとする。

(利用者負担額等の受領)

第12条 事業所は、サービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る利用者負担額の支払を受けることとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けることとする。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることとする。

(1) 食事の提供 食費(材料費・調理費)

朝300円、昼300円、夕400円。

(2) 創作的活動に係る材料費 実費

(3) 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して、自動車等を使用し送迎サービスの提供に要する費用は、通常の事業の実施地域を超えた地点から所定の交通費(1kmあたり50円)を徴収するものとする。

(4) 前各項に掲げるもののほか、サービス提供がなされる上で、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用(コピー代10円など)を徴収するものとする。

(5) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等による同意を文書により得るものとする。

4 事業所は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、その費用に係る領収証を利用者に対し交付することとする。

5 事業所は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(契約支給量の報告等)

第13条 事業所は、サービスを提供するときは、サービスの内容、支給決定障害者等に提供することを契約したサービスの量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載するものとし、事業所は、サービスの利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を援護の実施者たる市町村に対し遅滞なく報告するものとする。また、利用者の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告するものとする。

2 受給者証記載事項に変更があった場合に援護の実施者たる市町村に報告するものとする。

(提供拒否の禁止)

第14条 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないものとする。

(連絡調整に対する協力)

第15条 事業所は、サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う連絡調整について、できる限り協力するものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第16条 事業所は、サービスの通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の短期入所提供事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第17条 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、当該障がい者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめることとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第18条 事業所は、短期入所に係る支給決定を受けていない障がい者から利用の申込みがあった場合は、その障がい者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第19条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、提供に先立ち、家族及び市町村等に利用者の状況を必要に応じ確認するものとする。

(サービスの提供の記録)

第20条 事業所は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録するものとする。記録に際しては、利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けるものとする。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第21条 事業所は、サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 事業所は、サービスの提供の終了に際しては、利用者等に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(地域との連携等)

第22条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、その運営に当たっては、市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(指定短期入所の取扱方針)

第23条 事業所は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮することとする。

2 職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者等に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業所は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

4 事業所は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をすることとする。

5 事業所は、利用者の希望する生活や課題等の把握に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握することとする。

(食 事)

第24条 事業所は、利用者の希望に応じ、食事の提供を行うものとする。

2 事業所は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当り、あらかじめ、利用者に対してその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るとともに、利用者の身体の状態及び嗜好を考慮し、適切な時間に行う。また、利用者の年齢や障がいの特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

3 事業所は、第1項の食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めるものとする。

(介 護)

第25条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業所は、介護を行うに当たっては、常に1人以上の生活支援員を介護に従事させる。

3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

4 事業所は排泄介助や入浴介助などの際、利用者本人の意思に反して異性の職員による介護が行われることのないよう管理者などが、本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供が確保されるよう努めるものとする。

(活 動)

第26条 事業所は短期入所における活動の機会の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえて行うように努めるものとする。また、活動の実施に当たっては、安全、利用者への負担、効率等を配慮し行うものとする。

る。

- 2 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
- 3 事業所は、活動を行うに当たっては、常に1人以上の生活支援員を活動に従事させることとする。

(相談及び援助)

第27条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者等に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

- 2 事業所は、利用者が、当該短期入所以外の障がい福祉サービス利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整に必要な支援を実施することとする。

(健康管理等)

第28条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第29条 事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及びその他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知することとする。

(介護給付費の額に係る通知等)

第30条 事業所は、法定代理受領により市町村からサービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知するものとする。

- 2 事業所は法定代理受領を行わないサービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対し交付することとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第31条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(2) 事業所内の秩序、風紀を乱し、また安全衛生を害する行為をしないこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第32条 事業所は、短期入所を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該利用者の援護実施者である市町村に通知することとする。

(1) 正当な理由なしに短期入所の利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状況を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(協力医療機関等)

第33条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めるものとする。

協力医療機関名：大崎市民病院鹿島台分院

2 事業所は、利用者のかかりつけ医療機関を把握し、急変時に受診させる等の必要な措置を講ずるものとする。

(勤務体制の確保等)

第34条 事業所は、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業所は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年12回

3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第35条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第36条 事業所の職員は、サービス提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が

生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録することとする。
- 4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、天変地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって保険の範囲内で損害を賠償するものとする。但し、当該事故の発生につき利用者の側に故意又は過失がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第37条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第38条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならないものとする。また、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこととする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対先を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(掲示等)

第39条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障がいの種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

- 2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

- 3 事業所は、事業所の運営規程の概要等の重要事項は、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、ウェブサイト（事業者ホームページ等）に掲載し公表するものとする。

（情報の提供等）

第40条 事業所は、当該事業所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、事業所が実施する事業内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。ただし、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（秘密保持等）

第41条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、又はその家族に関する個人情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

（利益供与等の禁止）

第42条 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその職員に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその職員から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第43条 事業所は、その提供した短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図る。

- 2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（身体拘束の禁止）

第44条 事業所は、短期入所の提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するこ

ととする。

- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止)

第45条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第46条 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所事業の会計とその他の事業の会計を区分することとする。

- 2 事業所は、指定短期入所に関する記録を整備し、完結した日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者が協議の上、定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。